

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 錦江町長、錦江町議会議長、錦江町教育委員会、錦江町選挙管理委員会、
錦江町監査委員、錦江町農業委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.4%
全職員	84.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	96.6%
本庁係長相当職	98.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	81.5%
26～30年	87.0%
21～25年	91.0%
16～20年	—%
11～15年	91.0%
6～10年	94.6%
1～5年	84.9%